ハ職工ヲ女工ニ使用サセサル事
之ハ法規ニ違背スルヲ以テ要求ヲ嚴守スヘシ
一、衛生設備ノ完備
四ー、職工バフ職工ニマスクヲ支給スルコトハ認ムルモ手袋ヲ支
給スルコトハ被服ニ属スルヲ以テ認メ難シ
尚希望トシテ食堂設置方ヲ述ヘタルニ組合ニ傳達シ置クコ
トヽナル
一、工場ノ都合ニ依ル休業ハ日給全額ヲ支給スルコト
本件ハ其ノ儘組合ニ傳達ス
一、解雇手當ノ制定
ヶ月在職者ハ日給五日分一ヶ月ヲ増ス毎ニ二日分ヲ増給スルコト
本件ハ其ノ儘組合ニ傳達ス
一、退職手當ノ制定

六ヶ月以上勤續者ニハ退職手當支給ノコト
本件ハ職工側ヨリ具体案ヲ作成シ再ヒ提出スルコトニ決定
尚決議事項通知書中ニ記入漏レトナリタル朝鮮労働者
ト内地労働者ト全一賃銀支給ノ件ヲ提言シタルモ理由薄
弱ニシテ有耶無耶ノ裡ニ交渉打切リタリ
以上ノ状況ニ依リ朝日ハ本組合ハ阪神間ニ跨リ總會ヲ開キ
決定ノコトニアラサルモ成ル早ク協議ヲ遂ケ希望ニ副フ様
努力スルニ依リ平常通リ作業ニ従事セラレ度シト体善ク交
渉ヲ終ヘタルカ其ノ内意ヲ窺フニ目下ノ経営状態ニ依リ
到底要求ヲ容認シ能ハサル事情ニアルモ之ヲ直ニ拒絶スル
トキハ却テ紛糾スルヲ察知シ如斯不徹底ナル會見ニ依リ
一時糊塗シ時日ヲ遷延スル模様ニ有之
右及申(通)報候也